

## 北洋スーパー定期1年(確定拠出年金専用)

## ■本商品の特色

《北洋銀行》の定期預金です。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 元本確保型の運用商品です。  | 4. 半年複利の運用商品です。     |
| 2. 預金保険制度の対象商品です。 | 5. 確定利回り(注)の運用商品です。 |
| 3. お預け入れ期間は1年です。  | (注)期限前解約の場合を除きます。   |

## ■本商品の概要

## 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

## 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関となります。)

## 3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応当日です。)

## 4. 商品提供金融機関

株式会社北洋銀行

## 5. 約定利率の決定・適用方法

市場金利等に応じて北洋銀行が設定した利率を適用します。原則毎週最終営業日に新約定利率を決定し、毎週月曜日(銀行窓口休業日の場合には翌銀行窓口営業日)より適用します。※利率については運営管理機関にお問い合わせください。

## 6. 適用利率

預入時の約定利率を満期日まで適用します。(固定金利)

## 7. 利払方法

満期日および以降の自動継続時に一括して付利し、利息を元金に組入れて同一期間のこの預金に自動継続します。中間利払いはありません。

## 8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算によります。

## 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、非課税となります。

## 10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。なお、満期日前に解約される場合には、解約事由を問わず後記の期限前解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

## 11. 期限前解約の取り扱い

満期日前に解約する場合には、その利息は、解約事由を問わず預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)によって計算し、この預金とともにお支払いします。

- ①6か月未満 解約日における普通預金の利率  
②6か月以上1年未満 約定利率×50%

## 12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を1円以上1円単位で解約することができます。

ただし、この預金は解約する預金を指定することはできません。預金残高の合計額の一部に相当する金額について解約の依頼があった場合は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日までの期間が短い預金から順次解約します。また、この順序で最後に解約することとなった預金は、解約の合計金額が解約依頼金額と同額となるよう一部支払いをします。

- ①一部解約をする場合、その一部解約する元金についての利息は、解約事由を問わず預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた期限前解約利率によって計算し、一部解約する元金とともにお支払いします。  
②一部解約後の残余の元金についての利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日の約定利率によって計算し、満期日に一部解約後の元金に組入れて前回と同一の期間のこの預金に自動継続します。

## 13. お申込単位

預入金額は、1円以上で預入単位は1円です。

## 14. 手数料

かかりません。

## 15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるものとします。なお、加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

■本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料の内容は、商品提供金融機関により提供された最新の情報その他信頼できると思われる情報に基づきますが、その正確性・安全性等を保証するものではありません。

# 北洋スーパー定期1年(確定拠出年金専用)

元本確保型商品です

預金保険制度の対象商品です

半年複利の確定利回り商品です

## 16. セーフティネットの有無

本商品は、預金保険制度の保護の対象になっています。

当座預金や利息のつかない普通預金等は「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは1金融機関につき預金者1人あたり、元金1,000万円までとその利息が保護されます。

(※決済用預金…「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)

なお、金融機関名義の預金は、預金保護制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、北洋銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元金1,000万円までとその利息が保護の範囲となります。

## 17. 利益の見込みおよび損失の可能性

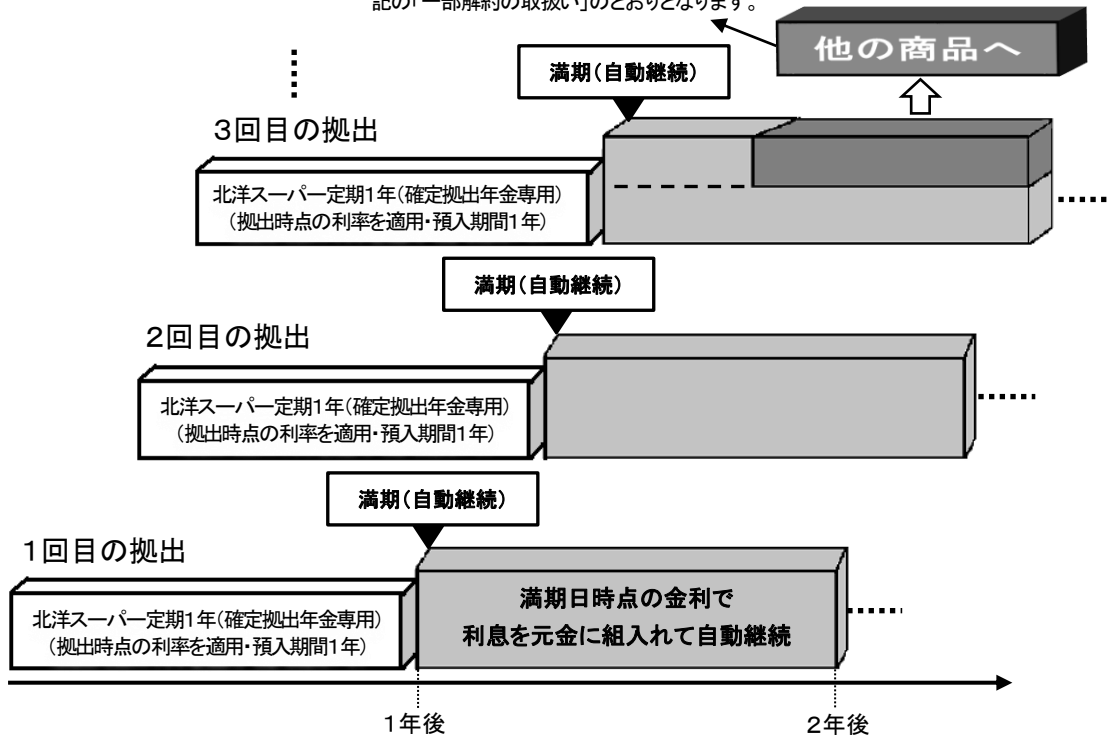
預入時の金利が満期日まで変わらない確定利回り商品で、解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定利率で計算した利息を元金に組み入れて自動継続します。

また預入期間の途中で期限前解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の期限前解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

### 商品の説明図

※一部を解約し、他の運用商品に預け替えることができます。その場合の適用利率等は前記の「一部解約の取扱い」とおりとなります。



■本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料の内容は、商品提供金融機関により提供された最新の情報その他信頼できると思われる情報に基づきますが、その正確性・安全性等を保証するものではありません。